

# 伊予市観光協会会則

(名称)

第1条 この会は、伊予市観光協会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、伊予市の観光事業の振興と観光客の誘致を図り、産業、経済、文化の発展を目指し、あわせて公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、伊予市下吾川1512番地6に置く。

(支部)

第4条 本会は、次の支部を置く。

- (1) 伊予市観光協会伊予支部
- (2) 伊予市観光協会中山支部
- (3) 伊予市観光協会双海支部

(事業)

第5条 本会は、第2条に掲げる目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 観光資源の開発及び保護
- (2) 観光に関する調査及び研究
- (3) 観光行事の開催及び助成
- (4) 観光施設の整備及び美化推進
- (5) 観光情報の提供及び収集
- (6) 観光宣伝及び紹介並びに観光客の誘致
- (7) 関係諸団体との連携
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第6条 本会の会員は、支部の会員をもって充てる。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名（会長、副会長を含む。）
- (4) 監事 3名

(役員を選任)

第8条 理事、監事は、支部の推薦に基づき、代議員会で選任する。

2 会長、副会長は、理事会において互選する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 その期間は4月1日から2年後の3月31日までとする。
- 3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 補欠によって選任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、本会事業の企画、立案、推進にあたり、重要な事項について審議する。
- 4 監事は、本会の業務及び経理を監査し、必要があると認めるときは、代議員会及び理事会において意見を述べるができる。

(代議員会)

第11条 本会に代議員会を置く。

- 2 代議員会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 3 代議員会の決議事項は、次のとおりとする。
  - (1) 会則の変更
  - (2) 本会及び支部の解散
  - (3) 理事及び監事の選任
  - (4) 事業報告及び収支決算の承認
  - (5) 事業計画及び収支予算の決定
  - (6) 前各号に掲げるもののほか重要な事項
- 4 代議員会は、代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む。)をもって成立する。
- 5 代議員会の議決は、出席者の過半数で決する。可否同数の場合は、議長が決する。
- 6 代議員会の議長は、会長をもってあてる。

(代議員)

第12条 代議員は、42名以内とし、支部総会において選任する。

- 2 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 その期間は4月1日から2年後の3月31日までとする。
- 4 代議員は、任期満了後、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 補欠によって選任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第13条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 3 理事会の決議事項は、次のとおりとする。
  - (1) 代議員会に提案する事項
  - (2) 会長、副会長の選任
  - (3) その他、会長が必要と認めた事項
- 4 理事会は、理事の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 5 理事会の議決は、出席者の過半数で決する。可否同数の場合は、議長が決する。
- 6 理事会の議長は、会長をもってあてる。

(顧問)

第14条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問に応ずる。

(事業年度)

第15条 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(収入)

第16条 本会の経費は、会費、市補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するために事務局長のほか職員若干名を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員は、会長が委嘱する。

(雑則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

第9条及び第12条の改正規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

第3条の改正規定は、平成26年4月1日から適用する。